

# 成果報告会資料

こどもデータ連携実証事業(令和7年度)

2026年2月26日

# 第1部

## 事業概要説明

- 1.1 本事業の背景・目的
- 1.2 本事業の概要
- 1.3 本事業のスケジュール
- 1.4 実証団体の概要
- 1.5 類似事例の概要
- 1.6 海外事例の概要
- 1.7 個人情報取扱いの整理

こどもデータ連携の取組は、分野横断的に保管されるデータを連携させ、困難な状況にあるこどもや家庭に対して、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることを狙いとしている。

### 背景

- 我が国のこども施策は、福祉・保健・教育など各分野で取組が進んできたものの、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難を抱えるこどもがなお一定数存在する。  
一方で、困難な状況にあるこどもはその実態が見えにくく、支援が必要なこどもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまっているケースも少なくないほか、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいこと等から、プッシュ型・アウトリーチ型支援の重要性が指摘されている。
- こどもデータ連携の取組は、地方公共団体において、福祉部局、保健部局、教育委員会等のこどもや家庭への支援を担う多様な関係機関が分散して保有している、こどもや家庭に関する福祉・保健・教育等のデータを、データ管理体制を構築した上で個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、分野を越えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、地方公共団体やその他関係機関が適切に協働しながら、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることを狙いとしている。

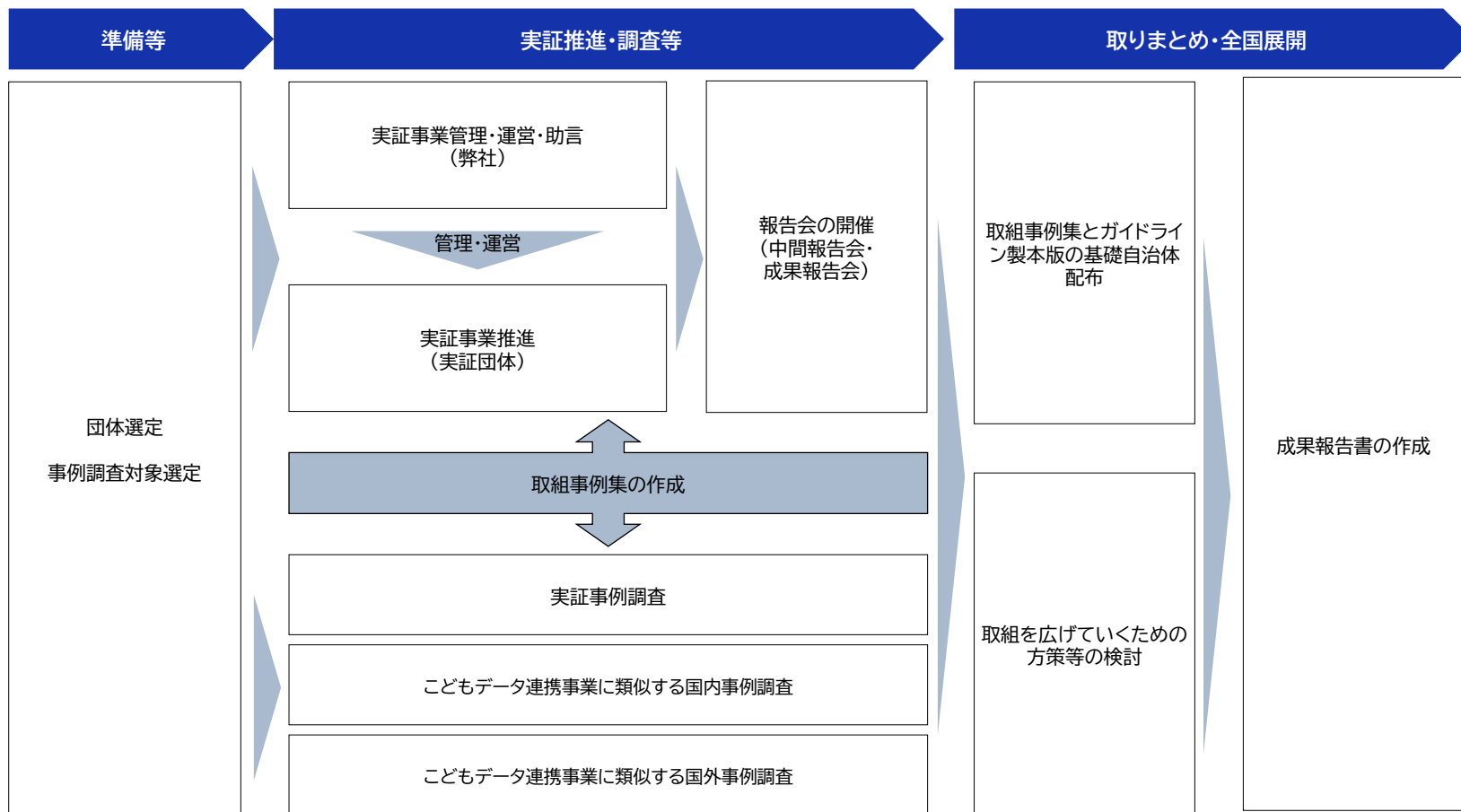
### 目的

- 本事業は、こどもデータ連携ガイドラインを踏まえたこどもデータ連携実証事業に取り組むことで得られる知見・課題を整理するとともに、過去の優良事例等を幅広く調査・整理することにより、地方公共団体がこどもデータ連携の取組を進めるにあたって参照するための取組事例集を作成し広く展開することを目的とする。
- そして、最終的には、全国の地方公共団体にて、こどもデータ連携の仕組みを運用し、すべてのこどもたちから困難の要因を取り除き、ウェルビーイングを最大化できる「こどもまんなか社会」を実現することを目指す。

## 1.2 本事業の概要

本事業では、こどもデータ連携の実証事業を支援するとともに、国内の類似事例や海外事例についても調査し、事例集としてまとめることで、こどもデータ連携の取組を全国展開することを目指す。

### こどもデータ連携実証事業の実施及び好事例集の作成



## 1.3 本事業のスケジュール

本事業は以下のスケジュールに沿って実施した。

### 事業スケジュール

作業項目	令和7年									令和8年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
マイルストーン						中間報告会				成果報告会	製本版取組事例集・ガイドライン配布完了/成果物納入	
1 業務実施計画書の作成	計画書作成											
2 実証団体の選定	実証団体選定											
3 実証事業の管理・運営		事業計画書の管理・助言					事業効果の評価・分析					
		スケジュール管理・課題管理・定例会議の開催										
4 報告会の開催					中間報告会準備				成果報告会準備			
5 事例調査		事例調査対象等検討	事例調査項目検討	事例調査ヒアリング等の調整	事例調査ヒアリング・文献調査等の実施・取りまとめ							
6 取組事例集の作成							ガイドライン概要版作成	優良事例・実証事業事例整理				
7 取組事例集とガイドライン製本版の基礎自治体配布							デザイン・構成等検討	執筆	印刷・製本・発送準備等	配布		
8 取組を広げていくための方策等の検討							取組を広げていくための方策等の検討					
9 成果報告書の作成								成果報告書の作成				

## 1.4 実証団体の概要

令和7年度実証団体、及び対象とした困難の類型は以下の通り。  
実証事業の詳細や取組成果については第2部に記載。

### R7年度実証団体

	実証団体名	取組主体	過年度参加		困難の類型
			R5	R6	
1	つくば市	福祉部局			貧困・虐待・ヤングケアラー・不登校・産後うつ
2	佐渡市	福祉部局	○	○	虐待
3	喬木村	教育部局		○	虐待・貧困・いじめ(不登校)
4	山口市	教育部局	○	○	不登校・いじめ・発達障害・問題行動
5	豊中市	福祉部局			貧困・虐待・不登校・いじめ
6	和泉市	福祉部局	○	○	虐待
7	西宮市	教育部局			不登校
8	福岡市	福祉部局	○		虐待等
9	別府市	福祉部局		○	貧困・不登校
10	延岡市	福祉部局	○	○	虐待・不登校・ヤングケアラー・貧困・産後うつ・発達障がい
11	会津美里町	教育部局	○	○	学校不適応感※(不登校・いじめ・緘黙(かんもく)・校内暴力等を含む)

※1学校場面への適応の困難さを示し、不登校、いじめ、緘黙、校内暴力、学級崩壊等、広く学校内での集団不適応や学業不適応の問題を包括するもの。

## 1.5 類似事例の概要

こどもデータ連携事業に類する事業を実施している地方公共団体の事例は以下の通り。  
(過去に実証事業に参加したことのある団体を含む。)

### 類似事例

	自治体名	困難の種類	概要
1	開成町※1	ヤングケアラー・貧困・虐待・引きこもり・産後うつ・発達障がい	こども見守りシステムは、こども課・税務窓口課・福祉介護課・教育委員会がそれぞれ保有するデータを連携し、支援の必要な潜在層への早期介入を実現するシステムである。開成町においては、システム上でリスク有と判定されたこどもを対象に、こども課職員・保健師・ケースワーカー・指導主事・こども家庭センタースーパーバイザーによるカンファレンスにて支援要否及び支援方針を決定している。なお、支援においては、専門職による支援や関係機関と連携した支援へつなげている。
2	府中町※2	虐待	本取組では、支援が必要なこどもを早期に把握し、関係機関と連携して見守りや支援を行う予防的支援と、複数団体のデータを統合して虐待リスクを予測するモデルの構築を実施した。加えて、学校や家庭訪問を通じてこどもの状況を確認し、支援対象の絞り込みを行った。また、リスク判定モデルはデータ量の増加に伴い再分析を行い、継続的な支援につなげる予定である。さらに、府中町、府中市、三次市、海田町を含めた4市町のデータを連携することにより、将来のリスク予測が可能な分析基盤の整備を進めた。
3	枚方市	虐待	近年増加傾向にある虐待を主要課題と位置づけ、枚方市子ども見守りシステムに蓄積された福祉・教育・医療・保健等の情報を活用することで、潜在的に支援が必要なこどもや家庭のリスク低減を図っている。

※1 令和5年度、及び令和6年度こどもデータ連携実証事業に参画。

※2 令和5年度こどもデータ連携実証事業に参画。

こどもデータ連携事業に類する事業を実施している地方公共団体の事例は以下の通り。  
(過去に実証事業に参加したことのある団体を含む。)

### 類似事例

	自治体名	困難の種類	概要
4	宝塚市	虐待・不登校・ 発達障害・ 産後うつ・ いじめ・非行等	こどもとその家庭を支援する部署の円滑な連携を目指し、3つの機能(①関係課が保有するこどもとその家庭に関する情報の閲覧 ②各部署での支援情報の記録 ③必要に応じた各部署間での支援情報の共有)を持つ共通の電子システムを構築・運用している。本システムの利用により、市民にとっては、過去の相談内容を別の相談窓口で一から伝える必要がなくなり、二度手間やいわゆる「たらい回し」の防止につながっている。また、庁内では、情報の円滑な確認・共有が可能となり、虐待対応等を迅速に実施できるようになった。さらに、対面でのケース会議や紙資料の作成を省略できる場合もあり、困難を抱えるこどもとその家庭への支援に一層注力することが可能となっている。本取組を通じて支援記録が蓄積され、支援の多角化と切れ目のない支援の実現を目指している。
5	結城市	虐待・家庭環境の課題	結城市では、子ども福祉課の「児童相談システム」、健康増進課の「健康管理システム」、社会福祉課の「障害者総合支援システム」に分散して管理されている支援対象者情報について、支援担当職員が自席の端末から閲覧できるようにする仕組みを整備した。さらに、従来通り担当者同士の情報交換を継続することで、支援対象者の正確な情報を把握し、効果的な支援体制の構築を図っている。これにより、支援対象者が抱える困難に応じた適切なアプローチが可能となる。
6	府中市	虐待・不登校・ 不登園・貧困	こどもに関する住民記録・母子保健・虐待・総合福祉・生活保護・学校の出欠席等の情報を「こども見守りシステム」へ連携・統合し、システムによるスクリーニングを行う。そのスクリーニング結果を基に母子保健部署、保育所(園)、小中学校等への聞き取りを通じて人の目による絞り込みを実施する。また、府中市では学校の校長・教頭等を本取組の準メンバーとして位置づけ、福祉部局と教育部局の情報連携を密接に行うことで、潜在的に支援が必要なこどもに対して、予防的支援を実施する。

本事業にて調査した海外事例の概要は以下の通り。

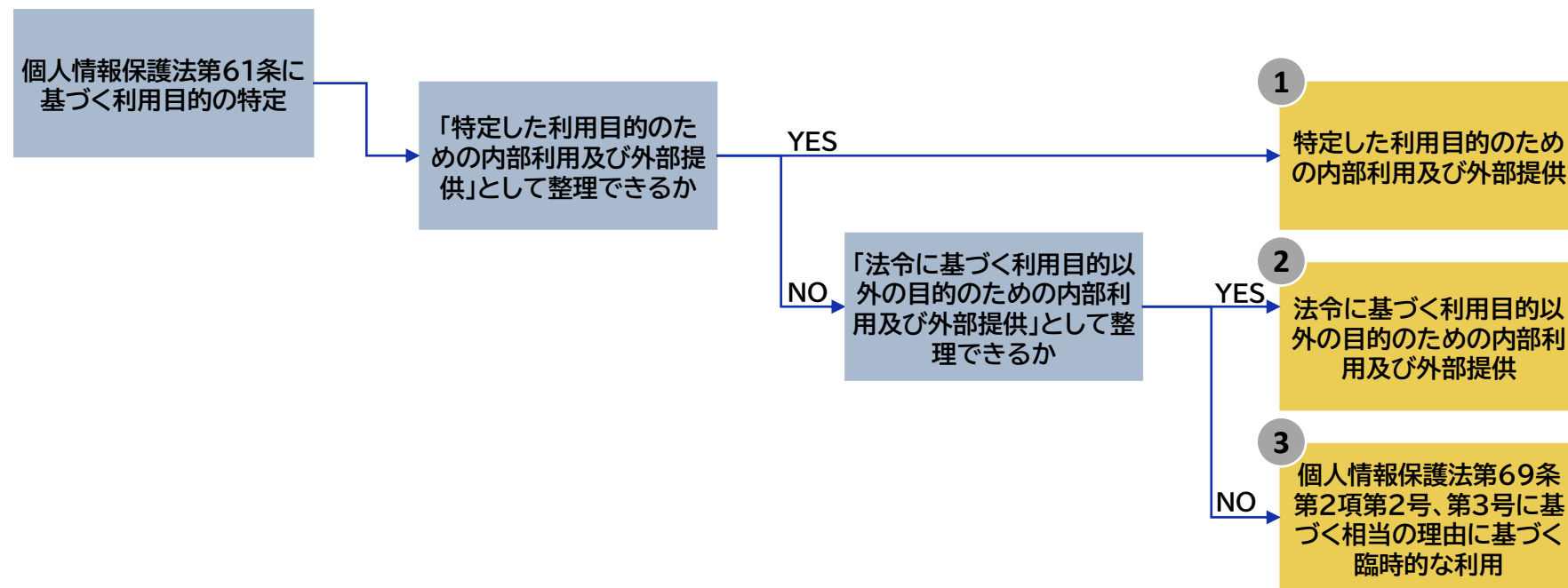
## 海外事例

	自治体名	困難の種類	概要
1	英国 ロンドン特別区	虐待・貧困・障害・ 不登校等	<p>ロンドン特別区バーキング・アンド・ダゲナム(以下、LBBDとする)は予算の削減、社会保障サービスの需要増加に直面し、ロンドンの中でも住民の生活が特に厳しい状況にあった。そこでLBBDは、住民が抱える貧困・失業・ホームレス等の課題の改善を目指し、従来の行政サービスの枠を超え、予防的支援やデータに基づく介入を重視する行政サービスへの転換を図った。この取組の一環として、企業等の外部機関と連携し、地域課題を解決することで「誰一人取り残さない社会」の実現を目指す取組である「Community Solutions」を開始した。</p> <p>Community Solutionsの取組では、市内の各課が保有する社会サービス関連データを連携し、予測・予防モデルを搭載したシステムを開発した。このシステムは、所得や給付金、学校情報等のデータを連携し、住民の情報を一元的に確認できる仕組みである。さらに、予測・予防モデルにより、リスクが顕在化する6~9か月前の段階で高リスクな住民を特定し、ケースワーカーに通知することで、早期介入を可能にしている。加えて、困難の種類ごとに潜在するリスクの程度を可視化する機能も備えている。この取組により、早期介入による予防的支援が実現し、1件あたりのケース対応時間の短縮にもつながっている。</p>
2	オーストラリア ビクトリア州	心理的安全性の 欠如・家庭内暴力・ 劣悪な生活環境・ 不安定な学習環境	<p>オーストラリア、ビクトリア州では学校・福祉・医療機関間でこどもに関する情報を連携していなかったために、リスクのあるこどもたちが見過ごされ、適切な支援を迅速に提供することが困難であった。こうした課題を解決するため、家庭内暴力に関する複数機関によるリスク評価・管理の枠組み(MARAM)が策定され、ビクトリア州議会は「こどもの福祉と安全法2005」に基づき、こども情報共有制度を導入した。その枠組みの中で、Child Linkの活用が進められている。</p> <p>Child Linkは、保健・教育・児童保護等の各システムからデータを統合し、こどもひとりひとりの情報を統合して見られるウェブプラットフォームである。ケースワーカーはセキュリティとプライバシーが守られた環境で、Child Linkから必要な情報にアクセスし、支援対象者を早期に特定することができる。これにより、迅速かつ適切な支援が可能となり、複数の機関が連携してこどもの福祉と安全を守る仕組みが実現している。</p>

令和7年度実証事業では将来的なデータ利用を見据え、個人情報の取扱いに関する整理を実施した。

- 令和7年度実証事業では将来的なデータ利用を見据え、以下のフローに沿って個人情報の取扱いについて検討した。各実証団体が特定した利用目的や個人情報の取扱いに関する整理の詳細については最終成果報告書を参考にされたい。
- 個人情報の取扱いは、大きくわけて以下の3パターン(①特定した利用目的のための内部利用及び外部提供、②法令に基づく利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供、③個人情報保護法第69条第2項第2号、第3号に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用)の整理となった。
- 次頁に①及び②の整理事例と③の整理をせざるを得なかった事例について紹介する。

### 個人情報の取扱いに関する検討フロー



「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」として整理した事例、及び運用上の工夫をすることで、「法令に基づく利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供」として整理した事例を紹介する。

### 1 「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」として整理した事例

#### 【利用目的特定後に収集していく新規データの整理例】

##### パターン①

特定した利用目的に基づく目的内利用として整理

- ・ 総括管理主体が福祉部局である実証団体の多くが、特定した利用目的のための内部利用・外部提供として整理した。

##### パターン②

こどもデータ連携事業を総括管理主体における本来業務と位置づけて利用目的内の内部利用として整理

- ・ 学校教育法施行令第19条～21条、学校保健安全法第9条に基づく、教育委員会における目的内利用として整理した。
- ・ 教育委員会の内部規則に基づく目的内利用として整理した。
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第9号に定める所掌事務(児童生徒の保健、安全、厚生及び福利)に即し、支援が必要な児童生徒の早期把握及び校内支援に活用するための目的内利用として整理した。

#### 【本来業務の範疇で既に収集したデータの整理例】

こどもデータ連携事業を総括管理主体における本来業務と位置づけて目的内の内部利用として整理

- ・ 学校保健安全法第9条、第11条～14条に基づく教育委員会における目的内利用として整理した。
- ・ 教育委員会所有データは当初から困難を抱えるこどもたちの早期発見・支援のために収集されていたと考え、個人情報保護法第61条における目的内利用として整理した。

### 2 「法令に基づく利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供」として整理した事例

- ・ システム絞りこみを行う際、2段階のスクリーニング(1次スクリーニングで学校保有データ、2次スクリーニングで福祉部局保有データを使用する)を実施するという工夫を行った。その上で、総括管理主体である福祉部局を要対協の構成員として捉えることで、児童福祉法第21条の10の5(必要に応じ第25条等)に基づく目的内利用及び外部提供として整理した。

### 3 「個人情報保護法第69条第2項第2号、第3号に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用」との整理に至った経緯の例

- ・ 法務部局へ相談した結果、目的内利用とするためには、データの取得原課でそれぞれ利用目的を特定・明示する必要があるとの見解を得た。また、特定・明示にあたっては個人情報ファイル簿の公開ではなく、記入用紙等への記載が必要であるとの判断に至った。
- ・ 個人情報の保護に関する法律第61条第1項に基づいて利用目的を特定する場合は、その利用目的は法令(条例を含む)に基づいて特定される必要がある。しかし、こどもデータ連携の取組みに係る条例を制定したとしても、当該条例に基づいて新たに取得した個人情報は利用できるが、他の利用目的で既に取得している個人情報を本人の同意なく内部利用・外部提供することはできないとの結論に至った。

# 第3部

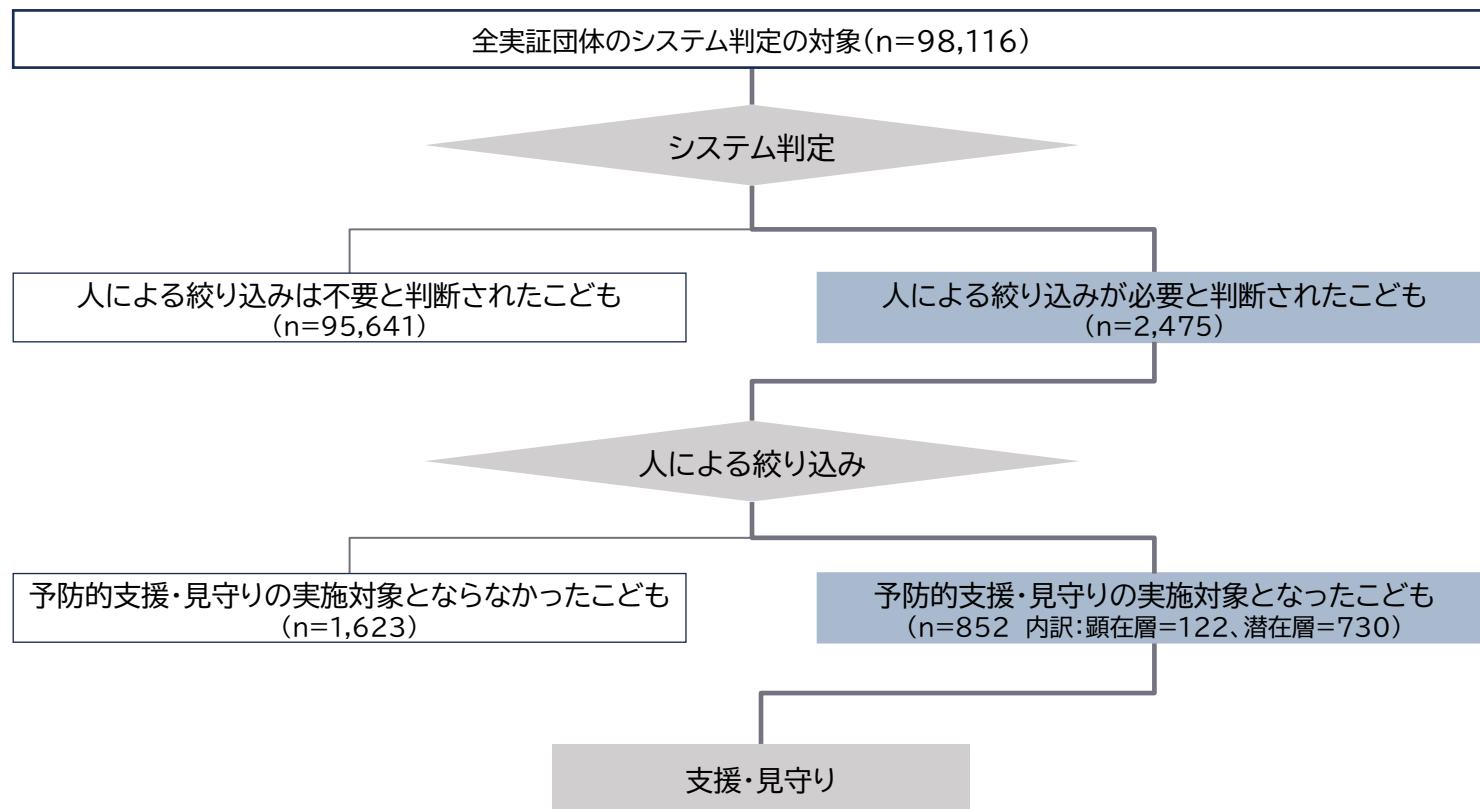
## 実証結果及び課題示唆

- 3.1 実証事業の取組成果
- 3.2 実証実証を踏まえた課題・示唆

### 3.1 実証事業の取組成果

支援対象者の総数は98,116名であり、そのうち2,475名がシステム判定により、人による絞り込みが必要と判断された。また、最終的に852名が予防的支援及び見守りの実施対象となった。

#### 実証事業の取組成果



\*取組成果に関するこどもの数については、各実証団体よりヒアリングした数値をもとに、事務局にて算出した。

### 3.1 実証事業の取組成果

本事業の成果として、潜在的に支援を必要とするこども730名に対して、予防的支援及び見守り・モニタリングを実施することができた。

#### 実証事業の取組成果

		こどもデータ連携実証事業による成果		
		予防的支援の実施に接続	見守り・モニタリングに接続	データによる継続的な観察
実証前の状況	支援に接続済	顕在層(既に見守り・支援をおこなっているこども 1,613名) ① 令和7年度の実証事業により、更なる支援につながったこども 122名		該当なし
	支援に未接続	② 潜在的な困難を抱えるこどもに対する予防的支援の実施 420名		95,773名
	③ 潜在的な困難を抱えるこどもの見守り・モニタリング 310名	潜在層(潜在的な困難を抱えているこども 730名)		

\*取組成果に関するこどもの数については、各実証団体よりヒアリングした数値をもとに、事務局にて算出した。

\*既に見守り・支援を行っているこどものうち、実証事業によって更なる支援につながったこども122名を含め、計852名が、実証事業により支援の対象となっている。

実証事業を通して見えてきた、課題や示唆は以下の通り。

フェーズ	課題・示唆
データを取り扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>首長部局と教育委員会の役割分担に起因する連携の難しさがみられた。こどもデータ連携の取組を始める際は初期段階で、役割を明確にしておくことが恒常的な協働体制構築の鍵となる。</li> <li>事前説明や事業目的の共有により、関係課の理解は得られやすくなる一方、データ提供依頼や協力体制の構築には依然課題がみられる実証団体があった。関係課に対して、取組の意義や利用方法を含めた丁寧な説明が重要である。</li> <li>現場職員が参加する場(協議の場等)を設け、現場の実情を反映させる体制を構築することで、取組の実行力を高めることができた事例もあった。</li> </ul>
利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広くデータを選定し、有用性や関連性を検証しながら運用している実証団体が多く見られた一方、利用するデータ項目ごとに、データの管理や入力方法が異なるため、項目の選定や準備に時間を要していた。</li> <li>データ項目の選定は余裕を持ったスケジュールで行い、必要に応じてデータの取扱いルール等を見直していく必要がある。</li> </ul>
個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度実証事業では、恒常的なデータ利用を見据え、個人情報保護法第61条に基づき利用目的を特定し、「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」と整理できないか検討した。</li> <li>上記の整理が難しい場合は、「法令に基づく利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供」とできないか検討したが、最終的に過年度実証事業と同じく、「個人情報保護法第69条第2項第2号、第3号に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用」と整理するケースも多く見られた。</li> </ul>
こどもデータ連携の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>手動連携によるデータ連携作業の負担が課題としてみられた。データの更新頻度やシステム判定への寄与度等を考慮し、連携の頻度を検討する必要がある。</li> <li>現場が使いやすいようシステムのダッシュボードを工夫したり、複数年度に渡り取組を継続したりすることで、システムの分析精度が向上している実証団体もあった。</li> </ul>
データ準備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>名寄せや外字、表記揺れ対策など、データ前処理の作業が多いことが現場の負担となっていた。関係課や事業者と連携しながら効率的なデータ準備方法を模索することが重要である。</li> </ul>

実証事業を通して見えてきた、課題や示唆は以下の通り。

フェーズ	課題・示唆
困難を抱えていると思われることもや家庭の抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムを利用することで、潜在的な困難を抱えることも・家庭を可視化できた一方、特定のデータ項目が判定結果に必要以上に影響し、「困難を抱えていると判断できないことも」が抽出される事例が確認された。</li> <li>判定ロジックの精査やマニュアル整備を継続的に実施し、支援対象の見落とし防止に努める必要がある。</li> </ul>
人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>人の目による確認結果をアセスメントシートやシステムへ登録することで情報連携が進む一方で、記入・登録作業に対する負担感が生じることが課題である。アセスメントの簡素化や支援会議の実施期間にゆとりを持たせる等、現場負担の軽減が求められている。</li> <li>学校全体でスクリーニングを実施することで、既に支援を行っていたケースも含めて、支援の方向性を再検討する機会が生まれた。</li> </ul>
支援方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ項目の増加による精度向上に加え、スクールソーシャルワーカーや保健師を交えた多職種協働によって、より適切な支援方策の検討が可能となり、地域資源への円滑な接続につながった事例がみられた。</li> <li>さらに、学校全体で情報共有することにより、教職員の心理的負担の軽減や、チームとしての対応意識の醸成につながった。</li> </ul>
支援への接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>実証団体からは、これまでに接点がない家庭へのアプローチが難しい、という声が挙げられた。また、高リスクと判定された子どもは既に支援に接続されているというケースもみられたため、リスク値がやや低い子どもにも支援が行き届くよう、システムの閾値やロジック等の継続的な見直しが重要である。</li> <li>進学や教職員の異動等で情報が途切れやすいという課題があるため、特に年度初めにおける情報共有の重要性が高いことが明らかとなった。</li> </ul>
事業効果の評価・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>KPIの設定が難しく、「見守り強化」、「早期接続」等の効果を定量化しづらいという声が挙げられた。また、子どもの状況の改善には様々な要因が影響するため、単一の定量的な指標で測定することには限界があるとの意見もあった。</li> <li>支援の効果が出るまでに時間がかかるという特徴も踏まえ、同一の指標を継続して使用したり、定量的指標と定性的指標を組み合わせる多面的な評価をしたりする等の工夫が重要である。</li> </ul>